

第5次佐倉市総合計画中期基本計画策定方針

令和4年12月 佐倉市企画政策部企画政策課

1 策定の経緯

第5次佐倉市総合計画では、将来都市像を「笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう『健康・安心・未来都市』」と定め、基本構想の計画期間を12年（令和2～13年度）、基本計画の計画期間を4年（前期：令和2～5年度、中期：令和6～9年度、後期：令和10～13年度）としています。

前期基本計画の計画期間が令和5年度で終了することから、新たに令和6年度から4年間を計画期間とする中期基本計画を策定するものです。

2 策定にあたっての基本的な考え方

中期基本計画は、基本構想に定めた「将来都市像」と「まちづくりの基本方針」に基づき、前期基本計画の進捗状況を踏まえつつ、市民ニーズや社会状況の変化を的確に捉え、今後のまちづくりに向けた施策を体系的にまとめ、策定します。

中期基本計画の策定にあたっては、以下の点に留意しながら策定を進めます。

(1) 社会状況の変化に対応した計画

デジタル化、脱炭素社会、気候変動への対応など、大きく変化する社会状況の変化に的確に対応した計画とします。

(2) 実現性・実効性のある計画

厳しい財政状況の下、行政改革の推進、公共施設の最適化、ICTの活用による業務効率化により、財政基盤の強化に努め、実現性・実効性を確保した計画とします。

(3) 人口減少・少子高齢社会に対応した計画

国が令和4年末に策定する予定の「デジタル田園都市国家構想総合戦略（仮称）」との整合を図り、少子高齢化・人口減少という課題に対応した計画とします。

(4) 想定外の事態にも適応可能な計画

新たな感染症や、首都直下地震・集中豪雨等の災害など、予測困難な事態にも適応可能な計画とします。

(5) 重点目標・重点施策等を明確にした計画

重点的・分野横断的に取り組むべき内容を明らかにした計画とします。

(6) 適切な進捗管理と業務改善が促進される計画

施策の成果を測定する適切な指標を設定し、その達成度を確認しながらPDCAサイクルを活用して、適宜、業務改善が図れる計画とします。

(7) SDGs（持続可能な開発目標）への対応

SDGsを意識した取組みを推進するため、基本計画の各基本施策にSDGsとの関係性を明示するだけでなく、SDGs目標への寄与度も測定できる計画とします。

3 計画の位置付け及び構成、期間

(1) 基本構想（令和2～13年度）【改定なし】

第5次総合計画の根幹として、本市が実現を目指すべき将来都市像を示すとともに、その実現に向けた政策の柱である「まちづくりの基本方針」を明らかにしたものです。

(2) 基本計画（中期：令和6～9年度）

基本構想で示した将来都市像の実現に向けて、そのまちづくりの基本方針に基づき、推進すべき施策を体系的に表すものです。基本計画は、社会状況の変化などに的確に対応するため、4年毎に見直しを行います。

(3) 実施計画（計画期間3年間で毎年度見直し）

実施計画は、基本計画に示す施策に基づく具体的な事業内容を示す事業計画です。令和2年度を初年度とする3年間の計画を策定し、以後、社会状況の変化に柔軟に対応するため、毎年度見直しを行っています。

4 策定体制

(1) 佐倉市総合計画策定本部会（庁内組織）

基本計画の策定に向けて全庁的な取組を推進するため、市長を本部長、副市長を副本部長とする策定本部を設置（部長級職員で構成）。

策定本部会の下に策定作業部会を設置し、基本計画に関する調査研究を実施するとともに、策定本部会への報告を行う。

(2) 佐倉市総合計画審議会

- ・学識経験者、関係団体、公募市民等10人程度で構成する。
- ・令和5年3月頃諮問、9月頃答申予定（5回の開催を予定）。

(3) 市議会

各段階で情報提供・報告を適切に行うとともに、意見等を伺う。

(4) 市民参画

- ・市民意識調査（令和4年7月）
- ・市民等からの意見聴取（令和5年1～2月頃）
- ・パブリックコメント（令和5年10月頃）



